

長浜市郵便一般競争入札公告

市有財産を郵便一般競争入札方式により売却するので、次のとおり公告する。

令和8年9月24日

長浜市長 浅見 宣義

1 対象物件

(1) 土地

所在	地目	土地面積	最低売却価格
長浜市野瀬町字大杉 1007 番 2	宅地	373.64 m ²	1,930,000 円

2 実施要項等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和8年9月24日（木）から令和8年10月21日（水）まで
午前9時00分から午後4時45分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(2) 配布場所

長浜市役所本庁4階 総務部財政課財産活用政策室
長浜市役所北部合同庁舎2階 総務部北部管理課
長浜市ホームページからダウンロードすることもできる。

3 参加申込受付期間及び提出場所

(1) 受付期間

令和8年9月24日（木）から令和8年10月21日（水）まで
午前9時00分から午後4時45分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(2) 提出場所

長浜市役所4階 総務部財政課財産活用政策室

4 応募者の資格

(1) 入札には、個人、法人を問わず、下記に記載する「申込みができない者」に該当する者を除き、誰でも申込みできる。

(2) 申込みをした者が、入札参加者（落札した場合はその物件の購入者）となる。

(3) 2名以上の共有名義で参加することもできる。

(4) 申込資格の確認のため、申込者の情報を警察当局に照会する。照会の結果、申込者が暴力団等に該当すると判明した場合には申込資格を取り消す。

(申込みができない者)

次の①から⑤のいずれかに該当する者は、申込みができない。共有者のうち1名でも該当する者がいる場合も同様である。

① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者

- (ア) 市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が市と契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく市との契約を履行しなかった者
 - (カ) 前記（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者を、契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は次のいずれかに該当する者（法人による参加の場合、当該法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）
- (ア) 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - (イ) 入札に付する市有財産を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
 - (ウ) 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- （注）役員等とは、「法人の役員及びその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者
 - (オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (ク) 暴力団等又は前記（ア）から（キ）までのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ④ 前記②又は③に該当する者の依頼を受けて、入札に参加しようとする者
- ⑤ 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する市の職員

5 実施要項等に対する質問及び回答

(1) 受付期間

令和8年9月24日（木）から令和8年10月9日（金）
受付期間以外の質問には、原則として回答しない。

(2) 提出方法

質問書（様式第7号）を電子メールにより提出すること。

電子メール送信後に提出先へ電話で受信確認すること。

質問書以外の方法（口頭、電話、FAX等）による質問は受け付けない。

(3) 提出先

長浜市総務部財政課財産活用政策室

E-mail zaikatsu@city.nagahama.lg.jp

(4) 回答方法

長浜市ホームページに掲載する。

6 入札書受付期間及び提出場所

(1) 受付期間

令和8年9月24日（木）から令和8年11月16日（月）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

※持参の場合は、午前9時00分から午後4時45分まで

※最終日の受付は、午後4時45分必着

(2) 提出先

〒526-8501

滋賀県長浜市八幡東町632番地

長浜市役所総務部財政課財産活用政策室 行

7 その他

この公告に記載する事項以外の条件等については、令和8年度第3回市有財産売払いの入札実施案内書のとおりとする。

8 問い合わせ先

長浜市総務部財政課財産活用政策室（長浜市役所 本庁舎4階）

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地

電 話 0749-65-1717（直通）

FAX 0749-63-4111

E-mail zaikatsu@city.nagahama.lg.jp